

八尾市空家等対策協議会運営要綱

平成29年 7月14日

(趣旨)

第1条 この要綱は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成26年法律第127号（以下「法」という）第7条第3項の規定に基づき、八尾市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）の運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 協議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

3 協議会に副会長を置き、委員のうちから会長が指名する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議の開催)

第4条 会長は、協議会の会議（以下「会議という」）を招集するときは、開催日時、開催場所及び議題等を委員に通知するものとする。

2 前項の通知は、当該会議を緊急に開催する必要が生じたときを除き、会議の7日前までに行うものとする。

(市長の職務代理)

第5条 市長が会議に出席できないときは市長の指定する者がその職務を代理することができる。

(会議公開の方針)

第6条 協議会の会議は、原則公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合は、会議の一部又は全部を非公開とする。

- (1) 空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 26 年法律第 127 号）第 14 条の規定に基づく特定空家等への措置を議題とする場合
- (2) 八尾市情報公開条例（平成 7 年 3 月 20 日条例第 9 号）第 6 号各号に規定する非公開情報に該当する事項を議題とする場合
- (3) 議長が、当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認める場合

（補則）

第 7 条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は，会長が協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は，公布の日から施行する。